

性犯罪被害における弁護士の付添活動の現状と課題

鈴木朋絵

(弁護士、山口県弁護士会所属)

第1 付添活動の意義

かつて、刑事訴訟法の建前では、被害者は刑事手続における「当事者」ではなく、「参考人」または「証人」という「証拠」以上の立場を有することはなかった。

現在は、被害者が希望すれば「被害者参加人」という資格で手続に関与することができる。しかし、あくまで刑事訴訟の訴追者は公益の代表者たる検察官であり、被害者参加人は、検察官による訴訟追行を被害者保護の観点から補充する関係にある。しかし、検察官と被害者個人とに間に情報の対等性はない。また、精神的被害を受けた直後という苛酷な時期に、加害者との対峙が避けられぬ刑事訴訟において、被害者は自らのスタンスや方針を決定する必要に迫られる。

さらに、犯罪被害から生じる精神的被害・身体的被害・経済的被害の回復については、民事手続によって自ら行わなければならない、犯罪被害給付金は対象も金額も限られ、捜査機関や報道機関・医療機関・法曹等から受ける二次被害は、対応策が整備された今もなお発生している。

ここに被害者の法的な自己決定を支援し、被害者の意見を手続に反映させるべく、法律専門家たる弁護士による付添人活動の必要性が存在している。

特に、性犯罪被害は、急激なストレスを受けて精神障害を発症することも多く、性犯罪被害に対する無理解による二次被害や再犯への恐怖はその後の社会に対する不信すら生み、社会復帰自体を妨げかねない深刻な問題を生む。被害者が、事件を二度と記憶喚起したくないと手続関与を回避してしまえば、被害者の預かり知らぬところで粛々と手続が進み、手続参加に対する時機を逸してしまう危険がある。

また、他の身体犯被害とは異なり、心配する家族や友人からの配慮を逆に腫れもの扱いと受け止めてしまい、孤立感を深めがちである。自己評価も低下しがちとなり、被害内容や被害後の不安を他人に率直に相談することもままならない被害者も多い。

当職の付添活動経験において、被害者が刑事手続に対し関与したことで、深刻な性犯罪被害であっても、被害者のほとんどが社会復帰を果たした。手続関与のための支援を含む付添活動は、被害者の孤立感の解消や自己評価低下の防止に資することが見受けられ、一定程度の回復につながると考えている。

付添人弁護士の活動は、捜査機関から独立した立場から被害者の利益と自己決定を支援し、被害者が刑事手続に係る各機関との信頼関係を構築し、被害者が刑事手続に主体的に関わる機会を確保するとともに、被害者救済のための各種社会資源へのアクセスをサポートするいわばソーシャルワークを行うことに意義がある。

今回は、性犯罪被害における弁護士の付添活動の現状と課題から、被害者が性犯罪被害からの回復する過程を検討し、よりよいサポートのあり方を考えたい。

第2 付添活動の現状

1 通常の付添活動開始から終了まで

(1) 起訴前

- ①捜査協力
- ②精神面サポート，法的助言
- ③弁護士費用の経済面サポート制度教示
- ④被疑者逮捕以降の示談契約締結要請の対応支援（起訴後に継続すること）
- ⑤不起訴の場合の検察審査会に対する審査申立て支援
- ⑥少年事件の場合，家庭裁判所送致後の調査官調査・事件記録閲覧・審判における意見陳述を支援

(2) 起訴後

- ①情報保護対策
- ②刑事事件に対する関与方法検討支援
- ③事件記録閲覧謄写
- ④刑事訴訟進行について検察官と打ち合わせ

2 被害者による手続関与の効用

3 別手続の支援（損害賠償命令，民事訴訟，犯罪被害者給付金，労災保険金）

第3 課題

- 1 臨床心理士，精神科・心療内科医へのアクセス確保
- 2 法律専門家へのアクセス確保
- 3 被害者の社会復帰問題と経済的不安
- 4 加害者の社会復帰との調整・損害賠償請求権の債権回収困難問題

以 上